

# 令和元年台風第 19 号災害対応報告書



令和 2 年 7 月  
箱 根 町

はしがき

令和元年 10 月 12 日（土）に全国で猛威を振るった台風第 19 号（ハギビス、後に令和元年東日本台風と命名）は、箱根町でも総雨量 1001.5 mm を記録する豪雨をもたらし、町の随所に深い爪跡を残して東北地方に進み、やがて太平洋上に消えていきました。

芦ノ湖や早川では氾濫危険水位を超えても増水は収まるどころか勢いを増し、ついには日没後に市街地に溢れ出て住家や店舗などに次々浸水していきました。

町内の山々は降り続く雨を貯えきれずに次々と崩れ落ち、流れ出た土砂は建物や鉄道・温泉造成供給施設などを破壊するとともに、国道 138 号をはじめいたる所で県道や町道を通行不能にし、町民生活に多大な支障を与えるだけでなく秋の行楽シーズンを楽しみにしていた観光客の足を大いに鈍らせました。

町では気象庁の大雨特別警報の発表前から災害対策本部を立ち上げ、翌日からは徐々に判明する町内の被害状況を把握し、関係機関の協力も得ながら一丸となって災害対応にあたりました。現在までに大半は元の姿を取り戻したものの、土砂の崩れた跡などがそのまま残っている箇所もあり引き続き警戒が必要です。

台風接近に伴い長時間にわたり警戒に当たっていただきました消防団員の皆様をはじめ、自治会等各種団体の方々など、救援活動に従事していただいた皆様には心より感謝申し上げます。

また、箱根を応援して下さる全国の方々から温かい言葉や義援金などが次々と寄せられ、復興に向けた大きな力となっています。

今回の災害対応では、できる限りの対応はしたものの、改善すべき課題もいくつか見えてきました。近年多発する自然災害は激甚化の傾向があり、今回の反省を教訓として次に生かす準備をしておく必要があります。本報告書は、改善に向けた業務を検討する上で振り返りとなる資料としてまとめたものです。今後も安全・安心なまちづくりをすすめ、おもてなしのあふれる箱根町の創造に取り組んでまいります。

令和 2 年 7 月

箱根町長 山口 昇士

## 目 次

はしがき	1
目次	2- 3
1 気象等の状況	
(1) 概況	4
(2) 台風進路	4
(3) 防災気象情報	4- 5
(4) 水位の変化	5- 6
2 交通規制	
(1) 交通機関	6
(2) 道路通行止め	6
3 被害状況	
(1) 消防出動(箱根町消防、箱根町消防団)	6- 7
(2) 町内施設の被害状況	7- 8
(3) 道路被害	8- 9
(4) 水系被害	9
(5) 各地域の停電発生状況	9
(6) 激甚災害の指定等	9
4 避難者の状況	
(1) 全般	10-11
(2) 各地域の特徴	12-14
(3) 高齢者の避難状況	14
5 町役場の対応	
(1) 状況に応ずる対応	15-16
(2) 各課職員的主要業務及び登庁人数	16-18
(3) 広域応援への対応	18
(4) 国会議員や県会議員の視察対応	18-19
(5) 町議会への説明	19
(6) 寄付金等	19
(7) 被災者支援	19

6 各課の対応一覧	19
7 継続中の復興活動	
(1) 土砂混じりがれきの撤去	19-20
(2) 箱根登山電車の復旧	20
(3) 早川の河床整備工事	20
(4) 芦ノ湖の水位管理	20
(5) 道路の復旧	20-21
8 災害対応関連経費	21
9 進行中の改善策	
(1) 避難所の高齢者対策	21
(2) 避難所の停電対策	21-22
(3) ハザードマップの更新	22

## 1 気象等の状況（気象庁ホームページの資料を一部引用しています。）

### (1) 概況

令和元年台風第19号（以下、第19号）は、南鳥島の南海上で発生後まもなく急速に発達して猛烈な台風となり、その後、大きく勢力を弱めることなく、上陸直前まで非常に強い勢力を維持しました。また、強い勢力で静岡県に上陸した後、関東甲信地方と東北地方を通過しました。これに伴い、東日本と東北地方を中心に広い地域で記録的な大雨となり、1都12県で大雨特別警報の発表に至りました。多くの地点で12時間降水量等の観測史上1位の記録を更新し、10月12日（土）に北日本と東日本のアメダス地点（1982年以降で比較可能な613地点）で観測された日降水量の総和は観測史上1位となりました。また、大潮の時期であったこと等から太平洋側では顕著な高潮となり、観測史上1位の潮位の記録を更新した地点があった他、記録的な暴風や高波も観測されました。

箱根町では10月12日（土）早朝より第19号の影響が出始め、12時間降水量と日降水量で観測史上最大を記録しました（資料1、資料2）。事前の降雨対策は前日までの降雨予想を基に行われており、結果的に予想を上回る降雨量となったこともあり、多くの被害が発生しました。

### (2) 台風進路

第19号は10月6日（日）3時に南鳥島の南海上で発生し、7日（月）にかけて北緯15度付近を西に進んだ後、9日（水）にかけては太平洋高気圧の縁に沿って徐々に北に進路を変えました。その後は北北西から北北東に比較的遅い速度で進み、12日（土）には本州の南岸に到達しました。通常、10月の台風は本州に接近すると上空の偏西風の影響を受けて次第に東に進路を変えながら加速するケースが多いですが、第19号が本州に接近する数日前から、偏西風の軸は平年の位置と比べてかなり北に偏った宗谷海峡付近にあったことに加え、日本の東海上では太平洋高気圧の勢力が強く、第19号を北に押し進める高気圧性の流れが卓越していたため、加速が弱く本州に接近する進路を辿ったと考えられます。本州の南海上で北北東に進路を変えた第19号の中心は、12日（土）19時前に伊豆半島に上陸しました。その後、関東地方の平野部を縦断して13日（日）未明には福島県沖の太平洋上に抜け、宮城県～岩手県の沖を北東に進んだ後、13日（日）12時には温帯低気圧に変わりました。

### (3) 防災気象情報

第19号は記録的な大雨と暴風をもたらすことが数日前から予想されており、前日（11日）朝10時33分にはまず強風注意報が発表されました。これを皮切りに16時57分には雷注意報、そして21時42分には大雨注意報と

洪水注意報が発表されました（資料3）。

12日（土）早朝の時点で第19号はまだ北緯30度付近と本州から遙か遠くの太平洋上にありましたが、6時23分には大雨警報（土砂災害）及び洪水警報が発表となり、7時5分には大雨警報（浸水害）が発表され、9時28分には強風注意報が暴風警報に切り替えとなりました。更に10時20分には土砂災害警戒情報、15時30分には箱根町で初めてとなる大雨特別警報が発表され、20時頃に降雨のピークを迎えるに至りました。

その後は天気荒れも収まり、13日（日）早朝から昼までにすべての防災気象情報が解除となりました。

なお、危険度を示す気象庁の危険度分布では、箱根町の危険度が最大級であることが周知されていきました。危険度分布は10分おきに更新されていますので、適宜確認して自主避難の判断などに活用していくことが極めて大事な自助の活動となります。

#### (4) 水位の変化

##### ア 芦ノ湖（資料4）

箱根町の降雨量の予想が、10日（木）の時点では300ミリ以上（資料5）とあり、小田原土木センターでは芦ノ湖及び早川の溢水を防止するため、10日（木）19時00分より事前放流を始めました。そして台風が接近する前には芦ノ湖の水位を2.06mにまで下げることができ、仮に800ミリの水位上昇があっても芦ノ湖から溢水することはない状況でした。

12日（土）に台風が接近すると朝4時頃から水位の上昇が始まり、9時30分頃から徐々に水位の上昇は加速し、11時20分には避難判断水位を超え、12時30分には氾濫危険水位に到達しました。15時頃には計画高水位を超え非常に危険な状況になったにもかかわらず、水位の上昇速度が衰えることはありませんでした。

その後、21時30分には最高水位の3.45mに到達しました。

##### イ 早川（仙石原）（資料5）

早川は芦ノ湖に接続しているもののその境界には湖尻水門が設置されており、芦ノ湖の水位を調整する時を除き水門は常時閉鎖されており、他に早川には大きな水源がないため、平素の早川（仙石原）は0.30m前後の低水位で一定しています。

第19号の接近が予想されたことから10日（木）19時00分より湖尻水門第1ゲートが開放され芦ノ湖の事前放流が開始されたため、早川の水位は雨が本格的に降り出す前の段階ですでに0.80m近くにまで上昇していき、その後も降雨量が増加し、12日（土）5時00分の時点では水位は1.53mと避難判断水位を超え、9時20分には氾濫危険水位を超えまし

た。その後も水位は上昇を続けましたが 14 時 20 分になると一転して水位は低下に転じました。これに呼応するように今度は芦ノ湖の方で水位の上昇速度が加速しました。後日小田原土木センターに確認したところ、湖尻水門のゲート開放量を減少して早川の氾濫を防止しようとしたそうです。14 時 30 分頃芦ノ湖は計画高水位に近づいており氾濫の可能性が高まったため、本来であれば水門を全開にして芦ノ湖の水位を下げる必要がありましたが、早川の増水を抑える方を優先していたようです。このように水門操作により芦ノ湖と早川の両方の水位のコントロールが行われていました。その後、18 時頃から再び早川の水位が上昇し、19 時 30 分には最高水位の 3.61m に到達しました。

## 2 交通規制

### (1) 交通機関(資料 6)

町内の交通機関には電車、ケーブルカー、ロープウェイ、バス、船があります。当時ロープウェイは箱根山の噴火警戒レベルが 2 から 1 に引き下げられたばかりで、一部区間を除きもともと運休中でした。

その他については前日までに計画運休が決定されており、箱根町内では当日はバス(町内)及び船が始発から予定通り全便運休され、電車とケーブルカーは午前中のうちに運休の予定でしたが、実際には 9 時前に全て運休となりました。

### (2) 道路通行止め(資料 7)

箱根町と周辺地をつなぐ海岸沿いの道路は前々日より通行止めが始まりました。平成 30 年台風第 12 号の時には国道 135 号で救急車やパトカーなど 15 台の車両が高波に飲み込まれた事故が発生したこともあり、早めの対応がとられたものと思われます。

町内の国道・県道は時間雨量 50 ミリ以上、連続雨量 200 ミリ以上で通行止めとなる規制基準があり、7 時 50 分には山間部で通行止めとなり、9 時 10 分には全山で通行止めとなりました。

## 3 被害状況

### (1) 消防出動(箱根町消防、箱根町消防団) (資料 8)

12 日(土)早朝 3 時過ぎには早川(仙石原)の水位が水防団待機水位を超えており、箱根町消防及び箱根町消防団は朝から水対策に全力で対応を始めました。活動範囲は町内全域に及びましたが、雨が強まるにつれ仙石原、宮城野、湯本に活動箇所が集中するようになりました。これらの地域は浸水被害地域とも共通するため、今後も箱根町の水害はある程度特定の地域に

集中することが予想されます。出動件数は3日間で45件となりましたが、この他にも電話での対応指示や垂直避難の指導なども行いました。また、町民自らが水や土砂への対策を実行して解決した例も数多くあると聞いており、被害の全容の把握にはまだ時間がかかる状況です。

## (2) 町内施設の被害状況

### ア 公共施設（資料9）

第19号が通過した翌日の13日（日）には、まず町内の被害状況の全容を把握するため各課が手分けをして町内を巡回しました。そのうち公共施設については施設が特定されるため、被害状況の把握は容易でした。

箱根出張所は、芦ノ湖の水位上昇と、強風で波が大きく立ったことにより、建物の下部にあった上下水道の配管が破損し、水道やトイレが使用できなくなりました。

学校教育施設については、主に土砂流入により一部が一時的に使用不能となりましたが、施設自体に大きな被害はありませんでした。

社会教育施設は、仙石原公民館の中に雨水が流入する被害を受け、屋外活動に使用する施設は土砂により一時的に使用不能になりました。

福祉施設は町営住宅で大きな被害が発生し、居住する町民の生活に影響が出ました。また、さくら館では地下ピットが浸水被害を受け、ピット内に設置された複数の機械に故障が発生しました。

上水道施設においては停電及び土砂崩れ等による通信回線の断線により、元箱根の水源から配水池に水が送れず一時断水の危機に陥りましたが、職員の迅速な対応により影響を最小限に留めることができました。

下水道施設については、樹木園ポンプ場ポンプ室が水没し送水不能となりましたが、バキュームカー等によるピストン輸送を行うとともに、復旧対応を行い10月25日に仮復旧・全量送水を再開し、翌年3月末に完全復旧することができました。また、湖尻地区において町道が洗掘されて本管が破損しましたが、復旧工事を迅速に行いました。

温泉施設においては、土砂崩れ等により温泉配管の破損被害を受けましたが、メインの管路については2日間で、枝の管等についても約1週間で復旧を行うことができました。

観光施設については、多くの町管理施設が被害を受け、観光シーズンに入る時期であったすすき草原の遊歩道破損をはじめ、観光客の周遊観光に支障をきたす事態となりました。

### イ 民間施設（資料10）

民間施設の被害は巡回して外側から見ただけでは状況を把握することが難しく、り災証明書の発行申請が提出されて現場を確認することによ

り把握することができました。一日に確認できる件数は3～4件以下なので、被害の全容を把握するまでには3か月近くかかりました。

現在までに76件の災証明書を発行しましたが、これ以外にも個人で復旧をした施設もあり、また別荘や遊休地ではそのまま放置されている例もあるため、今後も発行件数が増える可能性があります。

特異な被害として、大涌谷の温泉造成供給施設が配湯管などの被害を受け、265件の供給施設のうち99件に温泉の配湯ができなくなりました。

また、10月7日(月)に箱根山の噴火警戒レベル引き下げが発表されたことから大涌谷園地では再開に向けた準備が急ピッチで進められていましたが、自然研究路内に設置されているガス検知器が土石流により被害を受け、再開に向けた協議が延期される事態となりました。

民力による復旧の例として、湖尻地区では堆積土砂を地元有志が集まって自発的に撤去したことや、箱根町港及び元箱根港付近で地元住民が清掃活動を行ったことが挙げられます。行政の手が伸びるのを待たずに住民が自ら動いて前を向く姿に、地域の底力を見せつけられる思いがしました。

### (3) 道路被害(資料 11)

#### ア 国道

町内の大動脈である国道は2路線とも大きな被害を受け、鉄道の被害も重なり、迂回路となった県道や町道では長期にわたって交通渋滞が起きました。わずかに箱根新道が無事だったことが救いでした。

国道1号は小涌谷の歩道崩落により片側通行規制が敷かれ、12月3日(火)に解除となりました。また、ユネッサン西側の車沢から土砂が流出して水路が閉塞されたため、道路に大量の水があふれ出す被害が発生し、ユネッサン前に仮設橋梁が敷設され、12月6日(金)に撤去されました。

国道138号は仙石原地内で12日(土)23時頃、春山下バス停付近に向かって大規模な崩落が発生し、春山荘バス停～碓氷洞門が通行止めとなりました。14日(月)より通行止め区間は小塚入口～大文字橋に変更され、12月27日(金)に仮設橋梁による迂回路が開通しました。

#### イ 県道

町内に車両の通行できる県道は9路線あります(湖尻水門の脇を通る県道738号は指定車両以外の通行はできません。)が、そのうち6路線が土砂等により通行止めとなる被害を受けました。

県道75号は大芝付近の崩落土砂により通行止めとなり、14日(月)より大芝～箱根園入口に縮小、26日(土)からは片側通行が可能となり28日(月)に規制が解除されました。

県道 731 号（南足柄市と箱根町を連絡する道路）は法面崩落等の大きな被害を受け、令和元年度の供用開始が延期されました。

県道 732 号はお玉ヶ池の溢水により通行止めとなり、16 日（水）に規制が解除されました。

県道 734 号は崩落土砂に加え、須沢の地すべりを感知するワイヤーセンサーの切断もあり通行止めとなり、26 日（土）に規制が解除されました。

県道 736 号は土砂災害により国道 138 号交点から静岡県境（長尾峠）までの全線が通行止めとなり、12 月 18 日（水）に規制が解除されました。

県道 737 号は土砂災害により全線通行止めとなり、段階的に通行止め区間が縮小され、令和 2 年 6 月 8 日（月）に全面解除されました。

#### ウ 町道

5 地域全域にわたり、土砂の堆積や流水による路面崩壊などの被害が発生しました。その中でも顕著な被害路線は、湯本地域で 8 路線、温泉地域で 6 路線、宮城野地域で 9 路線、仙石原地域で 14 路線、箱根地域で 10 路線、合計で 47 路線が確認されました。

#### (4) 水系被害（資料 12）

顕著なものとして 5 水路、4 河川・沢で被害が確認されました。

水路では洗堀や土砂堆積などがあり、必要な処理は終わりました。

河川・沢では護岸の崩れや土砂流出が多く、必要な処理は終わりましたが、護岸では今回直した箇所以外にも崩れやすい箇所が諸所存在し、引き続き警戒が必要です。

#### (5) 各地域の停電発生状況

台風の接近中に電線の切断などにより、町内の広い範囲に停電が発生しました。東京電力の速報によると、各地域での停電件数は次のとおりでした。

湯本：100 件未満      大平台：100 件未満      宮ノ下：約 100 件

小涌谷：100 件未満      強 羅：約 200 件      木 賀：100 件未満

底 倉：100 件未満      宮城野：約 1100 件      仙石原：約 2900 件

停電は台風通過後に順次復旧が始まり、13 日（日）21 時までには全てが解消しました。

#### (6) 激甚災害の指定等

災害救助法の適用    10 月 12 日（土）    激甚災害の指定    11 月 1 日（金）

なお、被災者生活再建支援法については適用外であったため、箱根町被災者生活再建支援補助金（資料 21）を独自で交付しました。

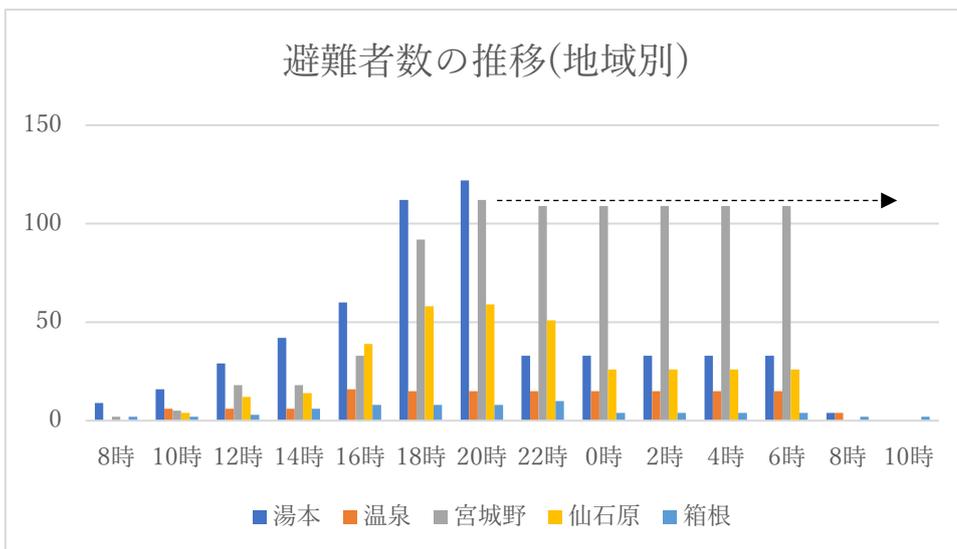
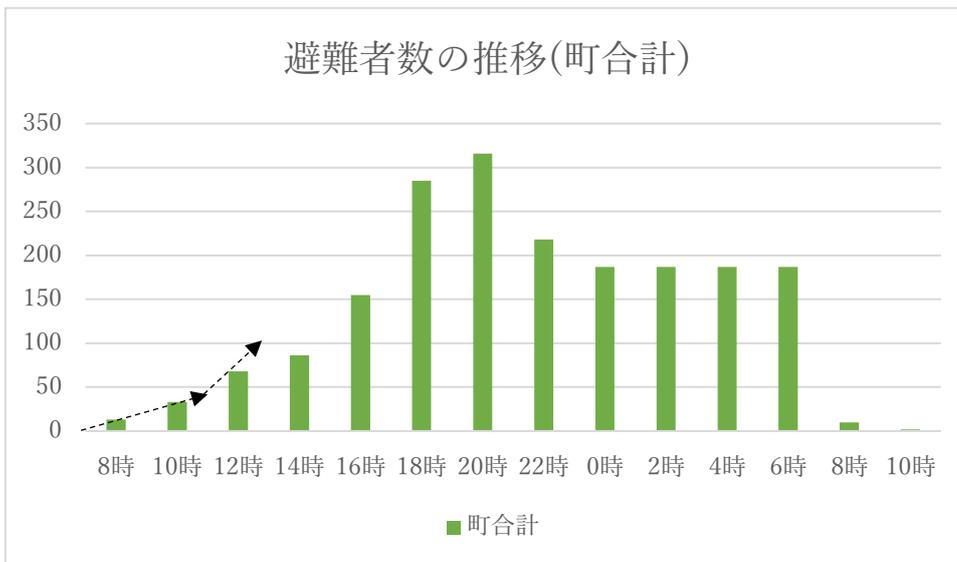
#### 4 避難者の状況

##### (1) 全般(資料 13)

町では従来より、大雨警報が発表される状況においては避難所を開設して避難者の受け入れを行ってきました。開設する施設の数は避難所を訪れる町民の数や居住地を見積もり、どの避難所を開設するかを判断します。ここ数年の実績としては、避難者は町全体で 5~6 名程度、多くても 10 名を超えることは殆どありません。そのため各地域 1 ヶ所ずつ避難所を開設すれば十分な状況でした。

今回の第 19 号は今までとは勢力が異なる大型台風であることが前もって分かっていたので、従来よりも多い 7 ヶ所（本庁舎、大平台集会所、社会教育センター、やまなみ荘、宮城野公民館、仙石原文化センター、元箱根集会所）を 12 日 7 時から開設して台風接近に備えました。

ところが前日までの予想を上回る降雨となり早川の水位上昇や道路の冠水などが顕著に見られるようになり、避難者は今までにない人数となりました。このため町では地元職員を緊急参集し、避難所対応を手厚くするとともに 15 時にはさくら館を避難所として増設しました。

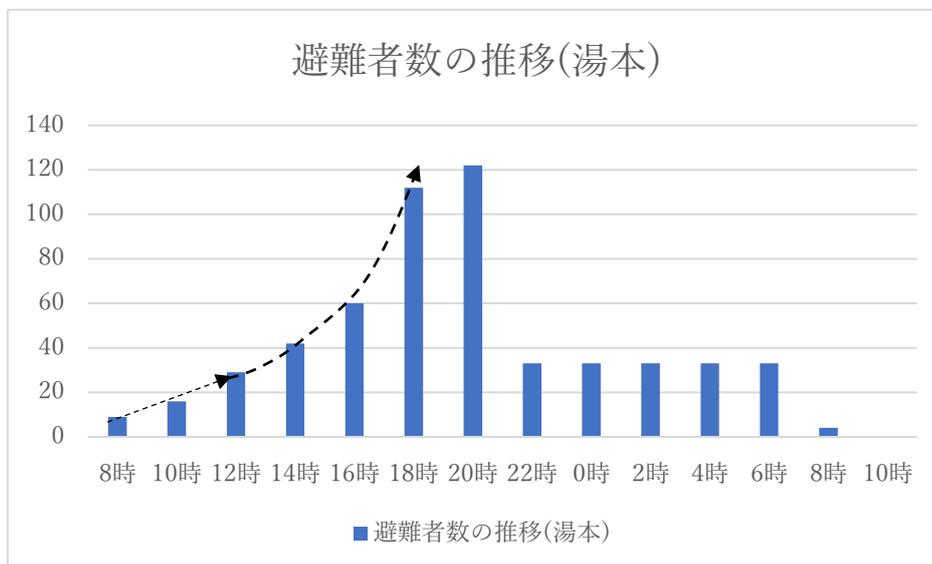


今回の避難状況の特徴としては、

- ① 11 時頃から避難者が一挙に増加したこと。これは 10 時 20 分に土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、10 時 30 分に全町に避難勧告を発令したことが、避難行動に結びついたものと思われる。
- ② 宮城野地域の住民は降雨のピーク(20 時)後も避難所に留まる人が多い。早川の水位低下を待ったものと思われる。  
という点が挙げられます。

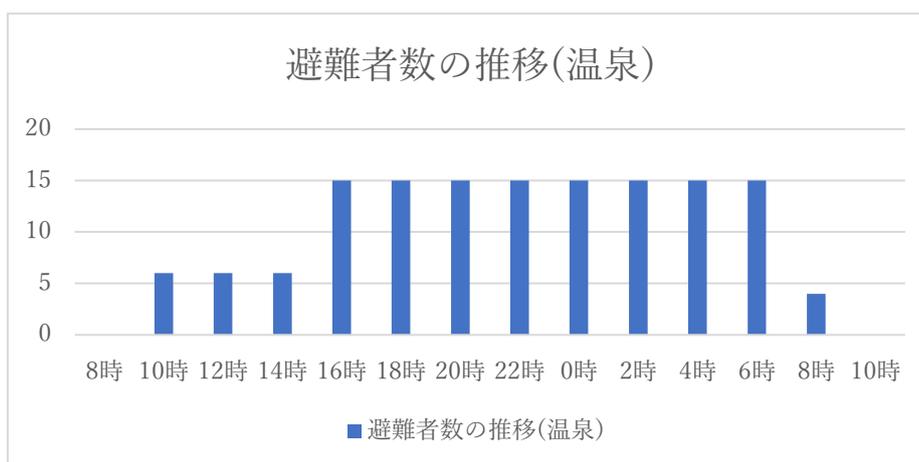
## (2) 各地域の特徴

### ア 湯本



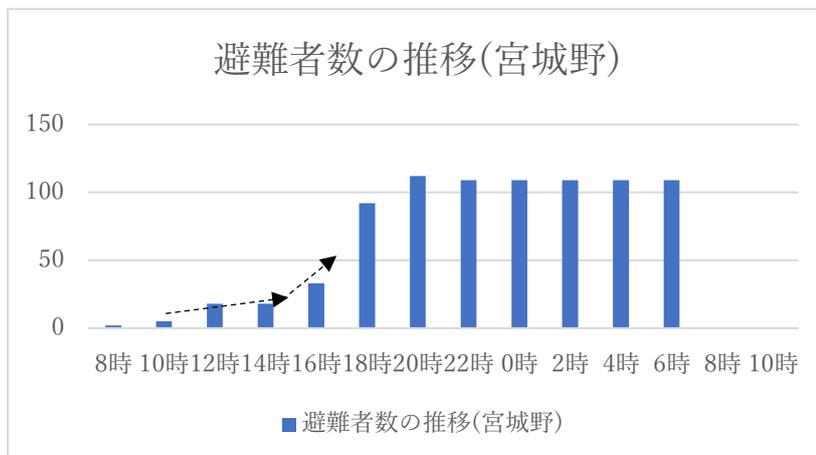
避難者数は12時以降急激に増加しました。あじさい橋や湯本橋の直下まで濁流が迫っている映像が繰り返しテレビ報道されていたので、湯本ではニュースを見て避難を決意した住民が多かったものと思われます。なお、日本赤十字社指導員の資格を持つ湯本の住民が避難所を自主的に訪れ、備蓄品の配分や避難者の介護に当たってくださいました。

### イ 温泉



大平台集会所に2名、消防本部に1名を除き、社会教育センターに避難者が集中しました。社会教育センターには小涌谷の住民のほか、宮城野の住民も避難していました。

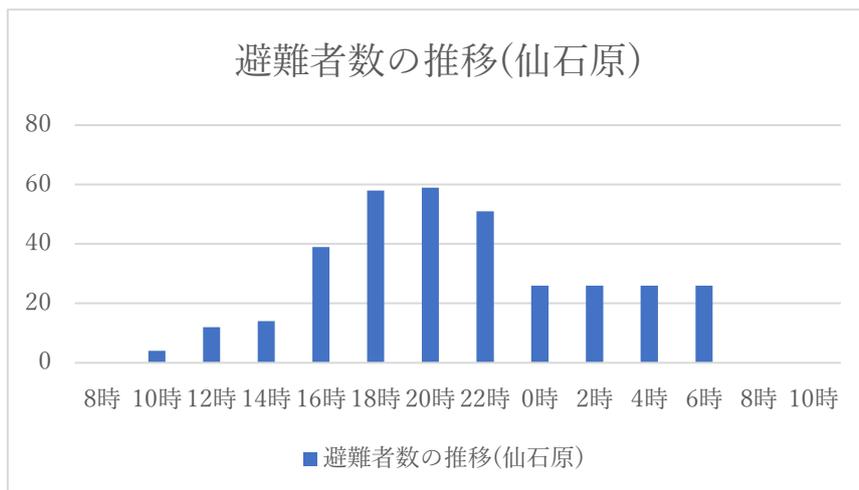
## ウ 宮城野



宮城野地域は避難者が多いと予想し、当初よりやまなみ荘と宮城野公民館を避難所として開設していましたが、14時30分頃には早川が濁流となり氾濫の心配をする声が聞かれ始め、14時50分に町が避難指示(緊急)を発令したこともあり、15時00分よりさくら館を追加で開設したところ、急激に避難者が増加しました。15時以降の避難者は93人でしたが、そのうち72人がさくら館への避難者でした。

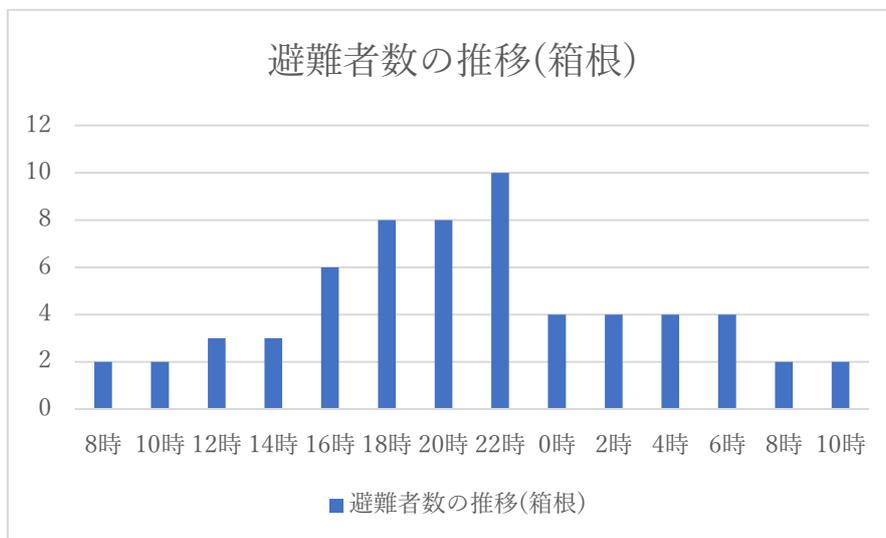
台風が過ぎ去って20時過ぎには雨が止みましたが、宮城野地域では殆どの避難者が朝まで避難所に残りました。

## エ 仙石原



仙石原の避難者は早川沿いの住民が多く、実際に浸水被害を受けた場所と関係があるものと思われます。

## オ 箱根



芦ノ湖の氾濫による被害は元箱根を中心に発生しましたので、元箱根の住民の比率が多く(10人中7人)、他は芦之湯2人、箱根1人という状況でした。ただし、元箱根集会所を開設したことの影響もあるかもしれません。

### (3) 高齢者の避難状況(資料14)

65歳以上の高齢者の避難者数は全体で124名おり、本庁舎を除いては高齢者の比率が高いという傾向が見られました。

高齢者の避難の形態としては、個人あるいは高齢者のみで避難した割合が極めて高く、避難支援や避難所運営において高齢者向けの対策が今後の重点になるものと考えられます。

## 5 町役場の対応

### (1) 状況に応ずる対応

状 況	役場の対応
	10日(木) 16:00 災害対策連絡会議(台風対応に関する協議)
10日(木)19:00 芦ノ湖の事前放流開始(小田原土木センター)	19:00 防災行政無線等により町内へ周知・注意喚起
	11日(金) 12:00 防災行政無線等により台風への備えを啓発・お願い 16:00 災害対策連絡会議
	12日(土) 04:00 警戒配備体制
12日(土)06:23 大雨警報、洪水警報	05:30 避難準備・高齢者等避難開始の発令(警報発表に先行)
	06:00 避難所開設職員出発
	07:00 避難所(7ヶ所)開設完了
09:10 町内交通網ほぼ停止	
09:20 早川(仙石原)が氾濫危険水位を超過	09:40 仙石原地域に避難勧告
10:20 土砂災害警戒情報	10:30 全町に避難勧告
	13:15～ 地域職員参集開始(主に避難所職員増加のため)
14:30 早川(仙石原)の水位2.96mに到達	14:50 流域に避難指示(緊急) 15:00 災害対策本部を設置 15:00 さくら館を開放
15:30 大雨特別警報	15:45 全町に避難指示(緊急) 16:20 恵明学園が避難所提供
18:30 町内に停電発生 町内道路が濁流化	19:00 災害対策本部会議(状況の整理・報告)

状 況		役場の対応
19:00 頃 湯本駅周辺溢水	→	19:00 庁舎の会議室等を開放
13 日(日)	→	07:15 避難指示(緊急)解除
00:20 大雨特別警報解除		08:30 災害対策本部会議
01:10 全山通行止め解除	→	09:00 被害状況の確認開始
		17:15 災害対策本部会議

(2) 各課職員的主要業務及び登庁人数

ア 台風接近前日まで

(ア) 防災対策室では前週に太平洋上に台風の卵が発生した段階から警戒を始め、10月6日(日)に第19号となると大きな勢力を維持したまま関東東海地方に向かってくる可能性が高まったため、2日前の10月10日(木)に災害対策連絡会議を開いて避難所開設と各課の対応体制について次のように決めました。

① 各課は避難所配置要員を指定し、当日は朝7時までに避難所を開設して町民が台風接近前に安全に避難できるようにする。

② 12日は総務防災課と企画課の対応となる警戒配備体制をとり、他の課は連絡体制が取れるように各課の計画とする。

(イ) 芦ノ湖の事前放流が10日(木)19時から行われることを、その日の夕方に防災行政無線により町民に周知しました。

(ウ) 町営施設や監督施設を所掌する観光課、福祉課、学校教育課、生涯学習課では、施設の営業・運営の有無を把握しました。

(エ) 福祉課では、自力で避難できない高齢者が多くを占める湯本町営住宅の入居者に対し、避難の意思や避難介助の有無等を確認しました。また、民生委員及び福祉課職員により、要援護者等の地域で見守りが必要な方に対し、注意喚起を行いました。

(オ) 当時は平日だったため、これらの事前準備の業務は通常に出勤している職員で行いました。

イ 初動対応期(12~14日)(資料15~17)

(ア) 12日(土)

台風の接近に備え、当初予定していた総務防災課7名、企画課3名が本庁舎に登庁するとともに、観光課、福祉課、子育て支援課、都市整備課、上下水道温泉課、環境課、学校教育課、生涯学習課、議会事務局

についても一部の職員が登庁し、問い合わせや連絡対応、あるいは災害発生時の初動対応に備えて待機しました。15時00分に災害対策本部を設置して以降は、警戒配備体制から第1号配備に移行し、自主登庁していた各課の要員も第1号配備要員として勤務することになりました。

また、当初は23名が避難所の配置職員として勤務しましたが、避難所に避難者があふれかえる状態になってきたため、地元職員を中心として緊急参集し配置職員を56名まで増加しました(資料17)。

企画課は町の状況や交通状況などを1～3時間ごとに更新し、記者発表及びホームページによる周知を行いました。この業務は徐々に周知間隔を広げながら12月5日(木)まで継続しました。

(イ) 13日(日)

台風の通過した13日(日)には第2号配備を発令し、全ての課で職員を招集しました。この日はまず被害の状況を把握することを最優先とすることを災害対策本部会議で決定し、登庁した各課の職員で手分けして町内全域を確認しました。

また、この日は黒岩県知事の現地視察も受けました。県内の各所に甚大な被害が発生しましたが、その中でも真っ先に箱根町を心配して駆けつけてくださった知事の想いは、不眠不休で対応にあたっていた我々にとって何よりの励みになりました。なお、町では午前中に被害状況を把握し14時くらいから災害対策本部会議を行う予定にしていたが、13時頃知事が来町することになり会議を延期したところ、国道1号が大渋滞で結局知事が到着したのは15時半頃でした。視察後には町の会議室を使って県庁とテレビ会議も行われ、町の災害対策本部会議は3時間遅れの17時15分からとなりました。

都市整備課では数か所の町道で被害が発生していることを把握し、多くの職員が緊急に通行止めの処置に出動しました。

議会事務局は町議員からの問い合わせや要請などに対応しました。

(ウ) 14日(月)

14日(月)も引き続き同じ業務を継続しましたが、今回の台風対応は数日で終わらず長引くと判断し、14日(月)は努めて対応職員を限定することとしました。ただ、総務防災課や、要援護者を抱える福祉課、道路や建物の被害の対応にあたる都市整備課については迅速な対応を優先して多くの職員が勤務しました。

#### ウ 救援期(資料 18、資料 21)

施設を管理・監督する各課では、被害を受けた建物などの原状復帰を支援するため、被害調査や実際の復旧のための調整を行うとともに被害を受けたことを証明するり災証明を始めました。また、個別の相談を受けける窓口の開設や、希望に応じて消毒や災害廃棄物回収も行いました。

もう一つの大きな業務として、被害を受けた個人や事業者に対する経済的な支援、例えば運転資金の融資、税金等の減免などを行いました。

さらに箱根町の被災を知った心優しい方からの義援金や寄付金、ふるさと納税も多く寄せられましたので、適正に処理するための業務も行いました。

#### (3) 広域応援への対応

国土交通省からは横浜国道事務所のリエゾン派遣と九州地方整備局のTEC-FORCE 4名の支援をいただくとともに補助メニューの適用について助言をいただき、環境省からは補助メニューの適用について担当職員が現場確認に来町されました。横浜地方気象台からは、JETT(気象庁防災対応支援チーム)派遣があり、気象庁HPやFAXで提供する気象支援資料の利用方法などの説明がありました。この気象支援資料は、応急対策作業実施の判断に活用し、一定の応急対応が整った11月18日までFAXでの提供を受けました。また、中小企業庁も被害規模の確認に訪れていただきました。県西地域県政総合センターからは日替わりで連絡員が派遣され、県への状況報告や県との調整を補助していただきました。

ところが応援を受ける町側は当面の対応に追われており、まだ復興の方針も固まっておらず、更に箱根町は長いこと大災害とは無縁だったため補助制度のことも十分理解していなかったこともあり、応援のリエゾン等に対してニーズをタイムリーに出せず、せっかくのご支援を有効に活かすなかつた場面もありました。後から振り返ると助言を受けておけばよかつた業務もあり、平素からこうした災害対応に精通することも必要でした。

また、箱根町社会福祉協議会を窓口としてボランティアが活動していたという連絡が後日ありました。

#### (4) 国会議員や県会議員の視察対応(資料 19)

台風通過直後から3月にかけて、多くの国会議員や県会議員などが箱根町を心配して訪れてくださいました。視察対応の窓口は基本的には企画課に一本化されていますが、総務防災課や議会事務局、あるいは観光への影響という視察着眼がある場合は観光課も対応に加わる必要があります、視察にはこれらの課が連携して対応しました。視察対応は基本的に先方のニーズに基づいて計画するものですが、今回は町側で予め標準的な対応のパターン

(全般説明→蛇骨陸橋→国道 138 号、あるいはこの逆順) を定めておき、先方に特別な要望がない場合はこれを提示するやり方で調整を進めました。この方式は先方の視察目的に概ね合致することが多く、町側の準備や打ち合わせも少なく済むという利点がありました。

(5) 町議会への説明(資料 20)

第 19 号による被害は全町にわたり、台風通過の翌日から被害の実態や町民生活への影響などの情報が、町議員から適宜提供されました。

町ではこれらを含めた情報を集約するとともに、町の対応に関する現状と今後の展開について、町議員への報告を行う機会を作っていただきました。これにより町と議員との意思の疎通が図れ、真に町民のためになる対応を進める一助とすることができました。

(6) 寄付金等

箱根町を心配し応援してくださった多くの方からの善意として、以下の浄財が寄せられました。

義援金 2 件 148 万 0000 円 (2 月 13 日(木)現在)

寄付金 69 件 1591 万 7971 円 (同上)

ふるさと納税 898 件 2027 万 0000 円 (3 月 17 日(火)締め切り)

寄付金とふるさと納税については町の災害復興に使用させていただき、義援金については順次被災者に配分しています。

(7) 被災者支援(資料 21)

災害により住居などに被害を受けた方、収入減で生活に困っている方、ごみや障害物などの自力除去が困難な方等に対する費用の補助として、既存の補助メニューのほか町独自のメニューを創設して被災者支援を行いました。

被災者が個別に抱える問題に対しては、相談窓口を開設したり既存の相談会を紹介したりする対策も行いました。

また、観光地や道路が復旧し観光客の足が早期に戻ってきたことが、被災した町民へのなによりの支援になったものと思います。

6 各課の対応一覧(資料 22)

各課が行った対応については、資料 22 にまとめました。

7 継続中の復興活動

(1) 土砂混じりがれきの撤去

町内民有地の 36 ヶ所で大量の土砂混じりがれき(災害廃棄物)が発生し、公費負担による撤去作業を実施したほか、民有地所有者が自己負担で撤去作

業をした費用に対しても補助を行いました。。

また、災害廃棄物の仮置場とした仙石原浄水センター敷地内には一時集積した土砂、岩石、流木、がれき類などが残っており、令和2年度中の処理を予定しています。

(2) 箱根登山電車の復旧

昨年11月に「2020年秋頃」と公表していた運転再開予定時期については、工事の施工時間を可能な限り延長できたこと、降雪や凍結など冬季工事特有の支障が少なかったこと等から、「2020年7月下旬」に前倒しすることが発表され、7月23日（木）より運転が再開されました。

(3) 早川の河床・護岸整備工事

令和元年度4～6月に行われた県の河床整備工事により、早川（仙石原）の水流は以前に比べて良くなっています。河床整備工事は今後も数次にわたり継続される計画があり、さっそく令和2年1～3月にも行われました。また、被害を受けた護岸については、県による復旧事業が行われています。

(4) 芦ノ湖の水位管理

芦ノ湖の水位管理は「芦の湖水門操作規則」に基づき県が行っています。現行の常時満水位は2.30m（非洪水期は2.35m）と定められていますが、計画高水位は2.90mと定められ0.6mしか余裕がなく、第19号並みの降雨量に対しては水甕の役割を果たしきれないことが判明しました。このことから、令和元年12月20日（金）に県庁において、町長から県知事に「芦ノ湖の水位の弾力的運用による町民の安全確保」に関する要望書の手交を行いました。同様に町議会からも12月19日（木）に、「芦ノ湖の水位の適切な管理による町民の安全確保」を求める意見書が提出されました。

現在は県河川課と協議中であり、令和2年6月より湖尻水門の操作方法の見直しが行われました。芦ノ湖の適切な水位について調査研究するにあたり、歴史的経緯、平均水位の変化、早川の環境への影響、湖面利用者の状況等の資料提供や建設的ご意見の聴取などに関して多くの町民からご協力をいただいております。今後も強い気持ちで芦ノ湖の水利権（所有権ではありません。）を持つ静岡県裾野市（芦湖水利組合）との協議を重ねていく所存です。

(5) 道路の復旧

国道1号、国道138号、県道736号の仮復旧による暫定対応箇所については、県により本復旧工事が逐次開始されています。県道731号（南足柄市と箱根町を連絡する道路）は、被害箇所以外では引き続き整備工事が行われており、被害箇所については復旧方法が決まり次第、早期開通に向けた工事が行われる予定です。

町道については、通行止めとなっている仙 137 号線、通行規制となっている箱 3 号線について、本復旧に向けた準備が進められている状況です。

## 8 災害対応関連経費

災害対応にあたっては年度当初の予算では対応できないため、国・県からの支出金のほか基金の取り崩しや寄付金の充当を財源とし、3 度の専決処分並びに 2 度の補正予算の編成によって早急に財政的な必要措置を講じました。

## 9 現在進めている改善策

### (1) 避難所の高齢者対策

今回は延べ 316 名の避難者が避難所を訪れましたが、その中には 65 歳以上の高齢者の方が 124 名いらっしゃいました。開設した避難所別に見ますと、8 箇所の避難所のうち 6 箇所において高齢者の占める割合が 50%以上となっていました。高齢者の避難状況の特徴としては、個人または高齢者だけで避難した人の割合は 72.6%であり、高齢者の大半は避難所に来て一人あるいは高齢者だけで生活せざるを得ないという実態が明らかになりました。

今回は一晩だけでご帰宅できましたが、万が一避難生活が数日以上の長期にわたるようなことになると、高齢者の健康維持やプライバシーを守ることも大事になってまいります。また、避難の際に持参した生活用品だけでは足りないものが出てくるかもしれません。

こうしたことから町では、次の対策を進めています。

- a 床に毛布を敷いて寝る生活では、底冷えや埃の吸い込み、歩行音などによる睡眠不足、といった健康上の問題が発生してきます。最近の被災地ではこの対策として段ボールベッドを避難所に設置する所が増えており、かなり効果が高いという報告も出ています。町でも本年 7 月 17 日（金）に県内の段ボール事業者と協定を締結いたしました。これにより災害発生から 72 時間後を目途に避難所に段ボールベッドや目隠しの提供を受けられるようになり、長期化する避難所生活の環境が改善されるものと期待しています。
- b 今までは誰もが共通して使える品物や乳幼児、女性など特定の方にとって必要不可欠な品物を備蓄品として準備してまいりました。今回の件で高齢者向けの備蓄品も必要なことを改めて認識しましたので、栄養補給ゼリー、おかゆ、杖、入れ歯洗浄剤、老眼鏡など高齢者にとって必要と思われる備蓄品についても検討し整備を進めてまいります。

### (2) 避難所の停電対策

町内では宮城野と仙石原を中心に広い範囲で停電が発生し、全てが復旧するまでには丸一日以上かかりました。避難所を訪れる方はラジオや携帯

電話、懐中電灯など電気式の物をご持参する方が多く、最近では充電式の物も増えてきています。そのため避難所に停電中でも充電できる電源があると便利です。また、避難所内の照明を確保するにも電源は必要です。

そのため、小型の発電機やソーラーパネルの備蓄を進めるとともに、車内から電気が取れる電気自動車をリースする協定を締結する準備を進めています。

### (3) ハザードマップの更新

今回の台風による被害を町のハザードマップに照らし合わせてみると、浸水被害はほぼマップ通り、土砂災害もほとんどの箇所がマップと合致していました。町民の皆様は今一度、ハザードマップをご確認ください。

なお、町は令和 3 年度にハザードマップの更新を行います。次のハザードマップは①浸水害と土砂災害を一つのマップに表示 ②5 地域別に作成 ③避難に関する知識などの記述を追加 を行うように計画しており、より使いやすいハザードマップになるよう工夫します。